

平成27年12月10日

日本鑄造株式会社

日本鑄造の社外役員独立性基準

当社は、社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなす。

1. 当社及びその子会社の業務執行取締役、執行役または使用人（以下、「業務執行者」という）である者、または過去において業務執行者であった者。
2. 当社の現在の大株主である者。それらの者が会社等法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
3. 当社またはその子会社の主要な取引先（販売先）とする者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
4. 当社またはその子会社の主要な取引先（調達先）である者。それらの者が会社等の法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
5. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関。それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社またはその重要な子会社の業務執行者である者、または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
6. 当社またはその子会社から、役員報酬以外に多額の金銭その他財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家である者。それらの者が法人・組合等の団体である場合、その団体に所属する者。
7. 当社の会計監査人または会計監査人の社員等である者、または最近3年間に於いて当該社員等として当社の監査業務に従事した者。
8. 当社の主幹事証券会社の業務執行者である者。または最近3年間に於いて業務執行者であった者。
9. 上記1から8のいずれかに該当している者の近親者（配偶者、三親等内の親族もしくは同居の親族）である者。

上記の各号のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、当社の独立社外役員として相応しいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外役員として相応しいと考える理由及び独立社外役員としての要件を満たしている旨を説明することによって、当該人物を当社の独立社外役員候補とすることができる。

* 「大株主」：15%以上の当社株式を保有

* 「主要な取引先」：直近事業年度の年間売上高の20%を超える場合